

愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議（第1回）委員発言概要

資料では、配偶者暴力相談支援センターの相談件数は年々増加傾向にあるが、相談までに至らない、潜在的な被害者もまだいると思う。DV防止に関しては、県民への意識啓発をしつつ被害者支援も行うという両輪で進めていかななくてはならない。実態調査を見るとさらに草の根レベルでの支援も必要かと思う。

まずは相談しやすい体制づくりが必要と考える。

また、プライバシーの問題、個人情報保護の壁などもあるが、相談も長期的な対応が必要な場合もあり、相談機関の連携のあり方などで、新たな相談対応ができないだろうか。

暴力被害を防ぐという認識を広げるため、いろいろな人に情報を伝えることが必要である。DV防止法では、本人の意思が尊重されており、法律には通報についての免責規定がなく、今後の課題ではないか。

毎年法務局が、女性の人権ホットライン強化週間に電話相談を実施しているが、TVや新聞での報道があると一斉に電話がかかってくる状況で、マスコミによる報道の効果は大きい。

また、大学でいわゆるデートDVについて話をしたことがあるが、DVという言葉を知っている学生は15人中2人くらいであった。

もっと大学生への人権に対する意識啓発も必要ではないか。

NPO法人被害者こころの支援センターえひめも活動6年目で、相談事業を行っている。DV相談は少ないが、最近、裁判所や警察への付き添い、被害者の買物代行等直接支援の要請が増えてきている。被害者の元へ駆け参るような支援が必要と思う。

DVには、児童虐待の問題も関係する。DVの早期発見のためには教育関係者への啓発や校区内でのネットワークづくり、家庭訪問しやすい体制づくりが必要ではないか。

相談内容もケースバイケースであり、それに応じていくには相談員の能力向上が欠かせない。民間団体へ県や国から情報を提供してもらい、協働していきたい。

県の施策において、国や民間団体との連携はどのように行っているのか。

(事務局)

D V相談機関で構成するD V防止対策連絡会に松山地方法務局を始め、県、警察、市町の相談機関の長が参加しており、情報交換や事例検討などを行っている。

また、愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画では、民間支援団体との連携を掲げており、必要な情報の提供をしていかななくてはならないと考えている。現在は、県主催研修会への民間支援団体のオブザーバー出席を認める場合もあるなど、連携を図っている。

資料に相談件数があるが、相談として完結し、フォローのできていない案件もあるのではないかと。啓発も大事だが、実際どのようなフォローができているのかも課題である。件数が増えても適切に処理できる体制づくりには、機関の調整も必要になるし、相談担当者の能力や相談処理能力の問題もある。

臨床心理士、医師、弁護士との連携体制づくりが必要だ。

相談を受けた後、どこへつなぐかが大切と考えるが、そのためには情報の共有化を図り、いろいろな機関が連携することが必要だ。